

定期監査結果に対する 措置状況

(令和 7 年 10 月)

八代市監査委員

目 次

措置の内容

【平成30年度実施分】

- ◆ 財産経営課（旧 財政課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【令和4年度実施分】

- ◆ 財産経営課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【令和5年度実施分】

- ◆ 観光振興課（旧 観光・クルーズ振興課）・・・・・・ 3
- ◆ スポーツ振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ◆ ふるさと納税推進室（旧 観光・クルーズ振興課）・・・・・・ 6
- ◆ 生涯学習課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

【令和6年度実施分】

- ◆ 千丁支所産業建設課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ◆ 鏡支所産業建設課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ◆ 東陽支所地域振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ◆ 財産経営課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ◆ 障がい者支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

【令和7年度実施分】

- ◆ 危機管理課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

八市財経公第407号
令和7年8月13日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 財産経営課（旧財政課）

監査対象年度 平成29年度

監査実施期間 平成30年4月13日 ～ 平成30年5月14日

指摘事項	公有財産の無償貸付を行っているものの中に契約書がないものがあった。 公有財産の無償貸付については、八代市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、八代市有財産取扱規則等に基づき、条件を付して貸付契約を結ばなければならない。 借受者と条件等を協議し、公有財産の貸付契約書を作成していただきたい。
改善内容	指摘事項については以下のように改善しました。 公有財産の無償貸付を行っているものの中で契約書がないもの3件につき、令和7年4月1日付で無償貸付契約書を作成、締結しました。

八市財経公第407号
令和7年8月13日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 財産経営課

監査対象年度 令和3年度

監査実施期間 令和4年6月2日 ～ 令和4年7月7日

指摘事項	土地建物貸付収入の滞納分の債権管理台帳及び債権管理簿に、記載すべき事項である文書催告、納付相談、電話催告、臨戸訪問等の債務者との対応状況の記録が行われていなかった。 八代市債権管理条例、同条例施行規則、「八代市債権管理マニュアル」（平成29年3月納税課策定）等に基づき適正な債権管理事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘事項については以下のように改善しました。 土地建物貸付収入の滞納分の債権管理台帳及び債権管理簿を作成し、文書催告、電話催告等の債務者との対応状況の記録を行いました。 今後も、八代市債権管理条例、同条例施行規則、「八代市債権管理マニュアル」（平成29年3月納税課策定）等に基づき適正な債権管理事務を行ってまいります。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 か い 名 観光振興課（旧 観光・クルーズ振興課）
監査対象年度 令和 4 年度
監査実施期間 令和 6 年 1 月 1 0 日 ～ 令和 6 年 2 月 2 日

指 摘 事 項	（オ）八代市観光物産案内所（新八代駅）については、平成16年にＪＲ九州との賃貸借契約が行われており、3年ごとに契約期間を延長する長期継続契約の契約期間の変更契約が行われている。 複数年に渡って契約を行う場合は、契約書には地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であること、また、翌年度以降において当該契約に係る予算が減額又は解除された場合には契約の変更又は解除があり得ることなどの条件を付す必要があるが、その旨の規定が行われていなかった。 このことについては、令和3年度の定期監査でも同様の指導を行っていたが、改善が見られなかった。 次回の令和7年度の契約更新時には、適切な契約となるよう、相手方と協議を行い契約書の見直しを行っていただきたい。
改 善 内 容	八代市観光物産案内所（新八代駅）の賃貸借契約については、令和6年度中から貸主であるＪＲ九州コンサルタンツ株式会社と協議を行い、条文の変更を進めてきました。 令和7年4月1日付で新たに締結した「土地賃貸借契約書」については、下記の条文を新たに追加することで対応しました。 記 （第8条「契約解除」第2項） 乙（＝八代市）が地方自治体である場合、本契約は地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約にあたることから、翌年度以降、乙の歳出予算の当該金額について、減額又は削除により本契約を解除することができる。なお、解除にあたっては第9条（違約金）及び第13条（原状回復及び明け渡し）を履行の上、本件土地を返還するものとする。 以上

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 か い 名 スポーツ振興課
監査対象年度 令和 4 年度
監査実施期間 令和 6 年 1 月 10 日 ～ 令和 6 年 2 月 2 日

指摘事項	（オ）スポーツ振興課が行っている各種実行委員会の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。 ① 当面の様々な支払に充てるために支出内容を精査することなく、小口現金として高額現金を預金口座から引き出していたもの ② 小口現金を課内の金庫で保管してあるが、金庫の中の現金について出納簿を作成していないもの ③ 課で作成した準公金マニュアルにおいて、事務局長や会計担当者が押印するように規定した確認欄への押印が実施されず、チェックマークや日付の記入となっているもの スポーツ振興課は、多くの準公金を取り扱われていることから、共通指摘事項で記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。
改善内容	ご指摘いただきました内容につきまして、以下の内容で適正な会計事務に努めて参ります。 ① イベントを開催する際等の小口現金については、小口現金を支出する時点である程度購入を予定している物の内容を記入しています。 ② 支出の際には、小口現金用の出納簿にその都度記載するとともに、金庫内での定期的な現金の突合を実施しています。 ③ 準公金マニュアルに沿い、会計担当者の確認を押印とするよう徹底しています。

指摘事項	(カ) スポーツ推進委員のユニホームを備品購入費で購入し、スポーツ推進委員に無償譲渡していた。 地方自治法第96条第1項第6号の規定においては、条例で定める場合を除くほか、適正な対価なくして財産を譲渡する場合は、議会の議決が必要とされている。条例で定める場合とは、八代市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条の規定及びこれを受けた八代市有財産取扱規則第31条の規定を指すものであるが、ユニホームの無償譲渡についてはこれらの規定の適用の対象とはならない。 ユニホームの無償譲渡を行うのであれば議会の議決を得るか、あるいは貸与として整理し、ユニホームを返納させることについて検討を行っていただきたい。
改善内容	令和6年度に、八代市スポーツ推進委員の被服貸与要領を策定し、これまで無償譲渡していたスポーツ推進委員のユニホームを、貸与として運用しています。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 ふるさと納税推進室（旧 観光・クルーズ振興課）
監査対象年度 令和4年度
監査実施期間 令和6年1月10日 ～ 令和6年2月2日

指摘事項	（カ）ふるさと納税業務委託について、債務負担行為の予算措置がないまま契約書に自動継続条項を謳っており、自動継続条項を根拠として契約更新の内部意思決定が行われていた。 自動継続条項を根拠とするだけでは、翌年度以降の予算の裏付けがない契約となるため、翌年度以降の契約を行うには債務負担行為として予算を設定する必要があった。 業務内容を精査し、複数年で契約してよいものであれば債務負担行為を設定し、単年度契約が適当であれば毎年度契約書を取り交わすようにしていただきたい。
改善内容	ふるさと納税業務は、受託者であるサイト運営等事業者が年度を越えて業務を行うことが常態となっており、単年度契約になじまないこと、また、受託者が示す契約条項等の変更が困難なため、相手方から示された自動継続条項が含まれた契約書を用いて契約を行っています。 自動継続条項のある契約については、契約検査課から発出された「令和7年度当初に履行開始が必要となる業務に関する債務負担行為（ゼロ債）設定等の事務取扱について（通知）」（令和6年9月27日八市契第759号）において、ゼロ債を設定して前年度中の解約申出期限までに意思決定を行っておくこととされており、ふるさと納税業務に係る委託契約についても、当該通知に従ってゼロ債を設定し、前年度中に契約継続の意思決定を行っています。

八代市監査委員 様

八 代 市 教 育 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 か い 名 生涯学習課

監査対象年度 令和4年度

監査実施期間 令和 5年 9月 8日 ～ 令和 5年10月17日

指摘事項	(エ) 八代市社会教育センター条例には、利用申請、許可等の手続や還付の要件、割合等について定めた規則等がなかった。 このことについては、令和3年度の定期監査において規定するよう指導を行っていたが、実施されていなかった。 速やかに規則等を定めるようにしていただきたい。
改善内容	(エ) 指摘事項については、要領に定め施行しました。今後も適正な事務処理に努めてまいります。

八 市 千 建 第 1 3 5 号
令 和 7 年 6 月 27 日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 総務企画部 千丁支所 産業建設課

監査対象年度 令和 5 年度

監査実施期間 令和 6 年 9 月 6 日 ～ 令和 6 年 10 月 16 日

指摘事項	自動販売機電気代の収入で、令和6年4月に納入通知を発出したものについて、令和5年度の収入とされていた。また、納入通知を発出しない自動販売機設置料の収入で、令和6年4月に収入が生じたものについて、令和5年度の収入とされていた。 前者にあつては地方自治法施行令第142条第1項第2号の、後者にあつては同項第3号の規定により、令和6年度の収入とすべきであつた。歳入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行っていただきたい。
改善内容	自動販売機電気代収入につきましては、令和7年4月に納入通知を発出したものについては、令和7年度での収入としました。 自動販売機設置料の納入通知を発出しないものについても、令和7年4月に収入が生じたものについては、令和7年度の収入としました。 今後は、地方自治法施行令第142条第1項第2号、同項第3号の規定を順守します。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 鏡支所産業建設課

監査対象年度 令和 5 年度

監査実施期間 令和 6 年 9 月 6 日 ～ 令和 6 年 10 月 16 日

指摘事項	(イ) 農村公園管理業務委託に関し、提出された実績報告書の内容が作業要項に定めた実施回数を満たしていないものがあった。 このことは、令和2年度の定期監査においても指導しているが、今回も同様に見受けられた。 実績報告を受ける際は、要項に定めた作業内容が適正に履行されているか確認するとともに、各公園の状況に応じて作業内容を精査し、必要に応じて作業要項を見直すなど、適切な委託契約を行っていただきたい。
改善内容	(イ) 指摘事項については、要項に定めた作業内容を履行するよう指導し、令和6年度においては、作業要項を満たした履行を確認しました。

八 市 東 地 総 第 7 8 号
令 和 7 年 4 月 1 6 日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 東陽支所 地域振興課
監査対象年度 令和5年度
監査実施期間 令和6年4月8日 ～ 令和6年5月13日

指摘事項	東陽地域福祉保健センター実費徴収金について、令和4年度の納入通知書が令和5年4月17日付けで発送され、出納整理期間に令和4年度の歳入として収入されていた。 地方自治法施行令第142条第1項第2号に、歳入の会計年度所属区分について通知書等を発するものは、当該通知書等を発した日の属する年度と定めてあることから、この場合は令和5年度の収入とすべきであった。 歳入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で、収入事務を行っていただきたい。
改善内容	ご指摘のあった東陽地域福祉保健センター実費徴収金については、令和6年度は、令和7年2月使用分（3月請求分）までが令和6年度の歳入となるよう納入通知書を発しました。 今後は、地方自治法施行令第142条第1項第2号に規定された歳入の会計年度所属区分に従い、適正な時期に納入通知書を発するようになります。

八市財経公第407号
令和7年8月13日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 財産経営課

監査対象年度 令和5年度

監査実施期間 令和6年6月3日 ～ 令和6年7月1日

指摘事項	（ア）土地建物貸付収入の債権管理について、一部の債務者の債権管理簿が作成されていなかった。また、全ての債務者の債権管理簿において、記載すべき事項である文書催告、納付相談、電話催告、臨戸訪問等の債務者との対応状況の記録が行われていなかった。 これについては、令和2年度、令和4年度の定期監査においても同様の指摘を行っていたが、改善がみられなかった。 八代市債権管理条例等に基づき適正な債権管理事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘事項については以下のように改善しました。 土地建物貸付収入の滞納分の債権管理台帳及び債権管理簿を作成し、文書催告、電話催告等の債務者との対応状況の記録を行いました。 今後も、八代市債権管理条例等に基づき適正な債権管理事務を行ってまいります。

八 市 財 経 公 第 6 6 号
令 和 7 年 4 月 1 1 日

八 代 市 監 査 委 員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 財産経営課
監査対象年度 令和5年度
監査実施期間 令和6年6月3日 ～ 令和6年7月1日

指摘事項	（ウ）本庁舎自動販売機設置料について、3月分の請求書及び納入通知書が令和6年4月に発行されているにもかかわらず、令和5年度の歳入として収入されていた。 地方自治法施行令第142条第1項第2号に「随時の収入で、納入通知書又は納税の告知に関する文書を発するものは、当該通知書等を発した日の属する年度とする。」と規定されているため、令和6年度の収入とすべきであった。 歳入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘事項については以下のように改善しました。 令和7年3月分本庁自動販売機設置料について、令和7年4月7日付で、令和7年度歳入として納入通知書を作成し、請求書と共に相手方へ送付を行いました。 本設置料については、月の末日経過後の請求を通例としていることから、今後は3月分については、翌年度歳入の事務処理を行います。 また、他の案件につきましても、今後は歳入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行います。

八市財経公第1026号
令和7年3月27日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 財産経営課

監査対象年度 令和5年度

監査実施期間 令和6年6月3日 ～ 令和6年7月1日

指摘事項	(エ) 株式会社エフエムやつしろと締結した本庁舎1階の一部貸付けに伴う市有財産貸付契約書の第6条に「借受人は、使用する月の前月末日までに前条に定める貸付料を貸付人の発行する納入通知書により、前納しなければならない。」と規定されている。 令和5年4月分の貸付料は令和5年3月31日が納期限となるため、令和4年度の歳入とすべきであったが、令和5年度の歳入として令和5年5月25日に納付してあった。また、令和5年度については全ての月において前納となっていなかった。 今後は、契約書に基づき前納ができるよう納入通知書の発行を行い、相手方に通知を行っていただきたい。
改善内容	令和7年2月28日付で、契約書に基づき前納ができるよう納入通知書の発行を行い、相手方に送付を行いました。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 か い 名 障がい者支援課

監査対象年度 令和 5 年度

監査実施期間 令和 6 年 11 月 20 日 ～ 令和 6 年 12 月 18 日

指 摘 事 項	国及び県から交付される障害者医療費負担金（更生医療）に係る令和4年度の精算不足分について、令和5年度末に交付確定通知があり、通知があった日付で調定が行われ、令和6年4月に入金があっていた。 この収入は、令和5年度の出納整理期間中に入金があったことから、令和5年度の歳入とすべきだったが、令和6年度の歳入として受入れが行われ、令和5年度の歳入においては収入未済とされていた。 歳入の年度区分を誤れば決算の正確性が損なわれることとなるため、地方自治法施行令や「会計事務の手引き」に基づき、適正な事務を行っていただきたい。 【類似案件】 令和4年度障害者医療費国庫負担金の追加交付（療養介護医療） 令和4年度障害者自立支援医療費国庫負担金の追加交付
改 善 内 容	国県支出金の精算不足分に関しては、歳入の年度区分の認識が誤っていたため、課内で研修を実施し、再発防止に努めています。 なお、令和6年度に交付確定通知があった令和5年度国県支出金の精算不足分につきましては、令和6年度の歳入として、適正に処理を行っています。

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 か い 名 危機管理課
監査対象年度 令和6年度
監査実施期間 令和7年4月8日 ～ 令和7年5月9日

指摘事項	本町3丁目駐輪場自動販売機について、令和7年4月に収入される予定の令和7年3月（3月1日～3月31日）販売分の設置料が、令和7年3月31日付けで令和6年度の収入として調定されていた。 自動販売機設置契約書第5条において、自動販売機設置料については、毎月末に締め、翌月末日までに支払うよう定められていることから、令和7年3月分については、令和7年4月に収入されることとなる。 地方自治法施行令第142条第1項第3号では、随時の収入で納入通知書を発しないものは、領収した日の属する年度の歳入となると規定されており、本案件の場合は令和7年度の収入となる。 歳入がいずれの年度に属するか法令で定められた区分を確認した上で収入事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった令和7年3月分の設置料収入について、収入更正の処理を行い、令和7年度の収入としました。 今後は、契約書・根拠法令を確認の上、収入事務を行います。